

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症手当）</p> <p>第 8 条の 2 <u>新型コロナウイルス感染症手当は、職員が新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者に接する業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第 9 条～第 14 条 （略）</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。</p>	<p>第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症手当）</p> <p>第 8 条の 2 <u>新型コロナウイルス感染症手当は、職員が新型コロナウイルス感染症患者に接する業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症手当の額は、日額 4,000 円とする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項に定めるもののほか、職員が新型コロナウイルス感染症の病原体の検査業務に従事したときは、前項及び第 2 条第 2 号の規定を適用せず、日額 470 円を支給する。</u></p> <p>第 9 条～第 14 条 （略）</p>	<p>・支給対象の拡大</p>

「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程」の一部改正について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、医療体制の逼迫する中において、「新型コロナウイルス感染症手当」の支給対象を拡大する。

2 改正の内容

現行の陽性患者に接する業務に加えて、職員が新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に接する業務に従事したときに、日額4,000円を支給する。（第8条の2第1項関係）

3 施行期日等

令和3年2月1日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

以上

職員の特殊勤務手当に関する規程

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する 規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第19条第2項及び第33条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に勤務する職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 病院業務従事手当
- (2) 感染症等接触手当
- (3) 有害毒薬物等取扱手当
- (4) 夜間特殊業務手当
- (5) 夜間緊急業務手当
- (6) 特殊業務手当
- (7) 新型コロナウイルス感染症手当

(病院業務従事手当)

第3条 病院業務従事手当は、病院に勤務する地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員（以下「職員」という。）（死体の納棺、変死者の処理又は死体の解剖の補助の業務にあつては医療職給料表(1)又は技能職給料表の適用を受けている者を除き、放射性同位元素、ラジウム照射機具又は放射性同位元素及びコバルト60照射装置を使用する業務にあつては特殊業務手当を受けている者、医療職給料表(3)の適用を受けている者（看護師及び准看護師（これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。）を除く。）及び技能職給料表の適用を受けている者を除き、その他の業務にあつては特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(1)又は医療職給料表(3)の適用を受けている者を除く。）が、別表第1の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

(感染症等接触手当)

第4条 感染症等接触手当は、別表第2の左欄に掲げる職員が、同表の中欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

(有害毒薬物等取扱手当)

第5条 有害毒薬物等取扱手当は、足柄上病院、精神医療センター及び循環器呼吸器病センターに勤務し、洗濯に関する業務に常時従事する職員（技能職給料表の適用を受ける

者に限る。)が、人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品のうち次の各号に掲げるものを取り扱う業務に従事したときに支給する。

- (1) ハロゲン類
- (2) ハロゲン化水素
- (3) クロルピクリン
- (4) モノフルオル酢酸及びその塩類
- (5) ホスゲン
- (6) 亜硫酸
- (7) ホルマリン
- (8) 酸化窒素類
- (9) 金属ナトリウム
- (10) 黄りん及び有機燐製剤
- (11) 水銀
- (12) 鉛
- (13) クロム
- (14) ひ素及びその化合物
- (15) 硫化水素
- (16) その他前各号に掲げる毒薬物と同等以上の危険性を有する毒薬物

2 有害毒薬物等取扱手当の額は、日額 250 円とする。

(夜間特殊業務手当)

第 6 条 夜間特殊業務手当は、職員が、別表第 3 の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

(夜間緊急業務手当)

第 7 条 夜間緊急業務手当は、別表第 4 の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

(特殊業務手当)

第 8 条 特殊業務手当は、別表第 5 の左欄に掲げる種別の業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

(新型コロナウイルス感染症手当)

第 8 条の 2 新型コロナウイルス感染症手当は、職員が新型コロナウイルス感染症患者に接する業務に従事したときに支給する。

2 新型コロナウイルス感染症手当の額は、日額 4,000 円とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、職員が新型コロナウイルス感染症の病原体の検査業務に従事したときは、前項及び第 2 条第 2 号の規定を適用せず、日額 470 円を支給する。

(短時間勤務職員の特殊勤務手当の額)

第9条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第3条第1項第2号に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特務手当にあっては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特務手当にあっては常勤の職員に支給する額にその者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(修学部分休業及び高齢者部分休業取得中の特殊勤務手当の額)

第10条 職員が地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の修学部分休業に関する規程第3条第1項の規定による修学部分休業の承認及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の高齢者部分休業に関する規程第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、日額の特務手当にあっては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特務手当にあっては特殊勤務手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たり勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額を減額して、特殊勤務手当を支給する。

(育児短時間勤務をしている職員等の特殊勤務手当の額)

第11条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第18条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第32条第1項の規定による短時間勤務をしている職員に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特務手当にあっては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特務手当にあっては特殊勤務手当の月額にその者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(短時間勤務正規職員の特務手当の額)

第11条の2 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の短時間正規職員に関する規程第4条第1項に規定する短時間勤務をしている職員に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特務手当にあっては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特務手当にあっては特殊勤務手当の月額にその者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当を減額する場合の端数時間の計算方法)

第12条 第10条の規定により特殊勤務手当を減額する場合の基礎となる勤務しない時間数は、その日における勤務しない時間数の合計によるものとし、勤務しない時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(特殊勤務手当の支給方法等)

第13条 特殊勤務手当は、月の初日から末日までの1月を計算期間とし、第3条から第7条まで及び第8条の2に掲げるものについては当月分を翌月の給料支給日に、第8条に掲げるものについては当月分を当月の給料支給日に支給する。

2 月額で特殊勤務手当を支給される者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者のその月における特殊勤務手当の額は、日割計算とする。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって当該業務に従事しなかった場合には、月額の特務手当は支給しない。

- (1) 就業規則第50条第1項第2号から第12号に掲げる休暇の日数(週休日を除く)が8日を超えた場合
- (2) 理事長の承認を得ることなく勤務を要する日に勤務をしなかった場合
- (3) 採用、退職、転任、休職等によりその月の中途において受給資格を取得し、又は失った場合
- (4) 外国に出張した場合

3 前項の規定に関わらず、月額で特殊勤務手当を支給される者が死亡したときの特殊勤務手当は、職員が死亡した場合における給料の支給方法に準じて支給する。ただし、その月において理事長の承認を得ることなく勤務を要する日に勤務をしなかった場合にあっては、理事長が別に定めるところにより日割計算するものとし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって当該業務に従事しなかった場合にあっては、月額の特務手当は支給しない。

4 第2項の日割計算は、その月の全日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(実施規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、特殊勤務手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における病院業務従事手当の支給については、廃止前の神奈川県病院事業庁企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成17年神奈川県病院事業管理規程第39号)第3条の規定の例による。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(特殊業務手当に関する経過措置)

- 2 平成 23 年 4 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）の前日に改正前の職員の給与に関する規程第 10 条に規定する給料の調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第 8 条に規定する特殊業務手当の種別を異にする異動をすることなく特殊業務手当の支給を受ける職員となった場合は、同条の規定に関わらず、基準日の特殊業務手当の種別と引き続き同じ種別である期間に限り、当該職員（以下「経過措置対象職員」という。）に対して、基準日の前日に受けていた給料の調整額から基準日に受けることとなる特殊業務手当の額を差し引いた額（給料の調整額が特殊業務手当の額以下である場合は、零円）に附則別表 1 に掲げる期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を基準日に受けることとなる特殊業務手当の額に加算した額（以下「経過措置支給額」という。）を支給する。
- 3 前項の経過措置支給額のうち、経過措置対象職員が基準日の前日に受けていた給料の調整額に附則別表第 2 に掲げる期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を暫定調整額として支給する。
- 4 暫定調整額の支給を受けている職員の、職員の給与に関する規程の適用については、第 3 条第 2 項中「給料」とあるのは「給料及び暫定調整額」とする。
- 5 第 2 項の経過措置支給額から第 3 項の暫定調整額を差し引いた額を第 8 条に規定する特殊業務手当として支給する。
- 6 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、契約職員に関する期間の区分及び支給割合については、附則別表第 3 に掲げる期間の区分及び支給割合とする。
（特殊業務手当に関する経過措置の特例）
- 7 第 2 項及び附則別表第 1 の規定にかかわらず、医療職給料表（1）以外の適用を受ける経過措置対象職員に対する経過措置支給額は、基準日の前日に受けていた給料の調整額から基準日に受けることとなる特殊業務手当の額を差し引いた額（給料の調整額が特殊業務手当の額以下である場合は、零円）に次の表に掲げる期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を基準日に受けることとなる特殊業務手当の額に加算した額とする。

期 間 の 区 分	支 給 割 合
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	100 分の 80
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	100 分の 80
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	100 分の 60
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	100 分の 40
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	100 分の 20

- 8 第 3 項及び附則別表第 2 の規定にかかわらず、医療職給料表（1）以外の適用を受ける経過措置対象職員に対する暫定調整額は、基準日の前日に受けていた給料の調整額に次の表に掲げる期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

期 間 の 区 分	支 給 割 合
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	100 分の 80

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	100 分の 80
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	100 分の 60
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	100 分の 40
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	100 分の 20

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条の 2 の規定は、令和 2 年 2 月 5 日から適用する。
- 2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規程に基づいて支給される給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 2 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規程に基づいて支給される給与の内払とみなす。

附則別表第1（第2項関係）

期 間 の 区 分	支 給 割 合
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	100分の100
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の80
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の60
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の40
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の20

附則別表第2（第3項関係）

期 間 の 区 分	支 給 割 合
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	100分の100
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の80
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の60
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の40
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の20

附則別表第3（第6項関係）

期 間 の 区 分	支 給 割 合
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	100分の100
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の50

別表第1（第3条関係）

支給区分		手当額
		(日額)
がんセンター	ラジウム照射機具を使用する業務	円 430
	放射性同位元素及びコバルト 60 照射装置を使用する業務	330
こども医療センター	放射性同位元素を使用する業務	330
循環器呼吸器病センター	放射性同位元素を使用する業務	330
1日に2体以上の死体を処理する業務		950
損傷の著しい死体を処理する業務又は死体解剖を直接補助する業務		1,260
死体の納棺、変死者の処理又は死体解剖の補助の業務（前2項に掲げるものを除く。）		630

備考 この表中、放射性同位元素とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定するものをいう。

別表第2（第4条関係）

職員の区分	業務の内容	手当額 (日額)
		円
1 職員（特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者（足柄上病院に勤務する看護師及び准看護師（これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。）を除く。）を除く。）	感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務	350
2	多数の結核患者に接して行う業務	290
(1) 足柄上病院及び精神医療センターに勤務する医師並びに看護師及び准看護師（これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。以下この表において同じ。）並びに病棟作業に関する業務に常時従事する職員		
(2) 循環器呼吸器病センターに勤務する特殊業務手当を受けていない医師並びに看護師及び准看護師（結核病棟に勤務する者を除く。）並びに病棟作業に関する業務に常時従事する職員（特殊業務手当を受けている者を除く。）		
3 循環器呼吸器病センターに勤務し調理に関する業務に常時従事する職員	結核菌が付着し、又は付着している疑いのある多数の物件に接触する業務	290

備考 1 1の業務の内容欄に規定する感染症等の病原体の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項（第2号を除く。）並びに第8条に規定する感染症並びにこれらに相当するものとして理事長が定める感染症の病原体

(2) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する感染症の病原体

(3) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する伝染病の病原体のうち人畜共通のもの並びにトキソプラズマ、カンピロバクター及びサルモネラ

2 1 の業務の内容欄に規定する業務の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 備考 1 の(1)から(3)までに掲げる感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある者の治療、看護、移送等の業務及びこれらの病原体に係る検索、消毒等の作業に従事する業務

(2) 備考 1 の(3)に掲げる人畜共通の伝染病の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業

(3) 備考 1 の(1)から(3)までに掲げる感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある汚染物件等の処理作業に従事する業務

別表第3（第6条関係）

業務			1回の額
			円
1 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ）において行われる業務	次に掲げる職員が行う看護等の業務 (1) こども医療センターに勤務する看護師、准看護師及び保育士	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,700
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	3,200
	(2) 足柄上病院、精神医療センター、がんセンター及び循環器呼吸器病センターに勤務する助産師、看護師及び准看護師	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,200
	上記に掲げる業務以外の業務	その勤務時間が深夜の全部を含む場合	6,000
		深夜における勤務時間が4時間以上である場合	2,900
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	2,600
		深夜における勤務時間が2時間未満である場合	1,800
2 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が夜間（午後9時後翌日の午前6時30分前の間をいう。）において行われる業務（1の項に掲げる業務を除く。）	次に掲げる職員が行う看護等の業務		800
	(1) こども医療センターに勤務する看護師、准看護師及び保育士		
	(2) 足柄上病院、精神医療センター、がんセンター及び循環器呼吸器病センターに勤務する助産師、看護師及び准看護師		
	上記に掲げる業務以外の業務		380

3 正規の勤務時間による勤務が1月1日、同月2日又は12月31日において行われる業務（給与規程第21条に規定する休日勤務手当及び同規程第25条に規定する管理職員特別勤務手当の支給の対象となる業務を除く。）	1,500
--	-------

- 備考 1 この表中、看護師、准看護師、保育士及び助産師には、それぞれ、当該職員の職務の見習業務を行う者を含むものとする。
- 2 こども医療センター看護局外来看護科における看護等の業務及びその他理事長が特に認める業務のうちその勤務時間が深夜の全部を含む業務に従事した場合における1回の額については、1の項に掲げる額にかかわらず、7,600円とする。
- 3 この表中、「上記に掲げる業務以外の業務」には看護補助者が行う業務を含む。
看護補助者については、理事長が別に定める。

別表第4（第7条関係）

業務	1回の額	
		円
<p>1 職員が突発的に発生した業務に対処するために緊急の呼出しを受け、夜間（午後9時後翌日午前5時前の間をいう。以下この表において同じ。）において行う当該業務（2の項に掲げる業務を除く。）（正規の勤務時間に引き続かない時間、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第45条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）、同規則第46条の規定による休日（以下「休日」という。）、同規則第52条に規定する休暇の期間、同規則第55条第3項に規定する時間外勤務代休時間又は同規則第33条の規定により職務に専念する義務を免除された日若しくは時間（以下この表において「正規の勤務時間以外の時間等」という。）において、緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ事業所（これに準ずる場所を含む。）以外の場所から突発的に発生した業務に就く場合（以下この表において「緊急業務に就く場合」という。）で、その業務に従事する時間帯の全部又は一部が正規の勤務時間外の夜間である場合に限る。）</p>	夜間における勤務時間が3時間以上の場合	1,240
	夜間における勤務時間が3時間未満の場合	620
<p>2 病院に勤務する医療職給料表(1)、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受けている職員が救急医療等の業務に対処するために緊急の呼出しを受けて行う当該業務（正規の勤務時間以外の時間等において救急患者に対処するために緊急業務に就く場合で、その業務の内容が手術等の業務であるものに限る。）</p>	手術等の業務に従事した時間が1時間以上の場合	1,240
	手術等の業務に従事した時間が1時間未満の場合	620

別表第 5（第 8 条関係）

勤務箇所	種別	月額
足柄上病院	(1) 病理細菌技術者	16,000
	(2) 診療放射線技師及び診療エックス線技師	
	(3) 衛生検査に関する業務に常時従事する者（病理細菌技術者を除く。）	15,000
	(4) 医療社会事業の業務に専従する者	10,000
こども医療センター	(1) 重症心身障害児施設に勤務する保育士	30,200
	(2) 重症心身障害児施設に勤務する看護師及び准看護師	25,000
	(3) 重症心身障害児施設に勤務する児童指導員（課長以上の職にある者を除く。）	
	(4) 重症心身障害児施設に勤務する生活指導補助員	22,100
	(5) 重症心身障害児施設に勤務する児童指導員（課長以上の職にある者に限る。）	12,500
	(6) 肢体不自由児施設に勤務する児童指導員	
	(7) 重症心身障害児施設に勤務する医師（課長以上の職にある者を除く。）	35,400
	(8) 肢体不自由児施設に勤務する保育士	12,500
	(9) 機能訓練技術者	16,000
	(10) 病理細菌技術者	
	(11) 診療放射線技師及び診療エックス線技師	
	(12) 衛生検査に関する業務に常時従事する者（病理細菌技術者を除く。）	15,000

	(13) 医師及び歯科医師（（7）に掲げる者及び事務職等給料表（1）の適用を受ける者を除く。）	8,850
	(14) 看護師及び准看護師（看護局長及び副看護局長の職にある者並びに（2）に掲げる者を除く。）	6,250
	(15) 臨床心理技術者	10,400
	(16) 医療社会事業の業務に専従する者	10,000
	(17) 歯科衛生士	5,200
	(18) 保健師	10,000
	(19) 臨床工学技師	10,400
精神医療センター	(1) 医師（副院長以上の職にある者を除く。）	17,700
	(2) 看護師及び准看護師（看護局長及び副看護局長の職にある者を除く。）	12,500
	(3) 作業療法士	10,400
	(4) 診療放射線技師及び診療エックス線技師	16,000
	(5) 作業指導の業務に従事する者	9,400
	(6) 病棟作業に関する業務に常時従事する者	
	(7) 衛生検査に関する業務に常時従事する者	15,000
	(8) 医師（副院長以上の職にある者に限る。）	8,850
	(9) 看護師（看護局長及び副看護局長の職にある者に限る。）	6,250
	(10) 臨床心理技術者	10,400
	(11) 医療社会事業の業務に専従する者	10,000
がんセンター	(1) 病理細菌技術者	16,000

	(2) 診療放射線技師及び診療エックス線技師	
	(3) 衛生検査に関する業務に常時従事する者（病理細菌技術者を除く。）	15,000
	(4) 医療社会事業の業務に専従する者	10,000
	(5) 臨床工学技師	10,400
循環器呼吸器病センター	(1) 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師（副院長以上の職にある者を除く。）	17,700
	(2) 結核病棟に勤務する看護師及び准看護師	12,500
	(3) 病理細菌技術者	16,000
	(4) 診療放射線技師及び診療エックス線技師	
	(5) 洗濯に関する業務に常時従事する者	9,400
	(6) 病棟作業（結核病棟におけるものに限る。）に関する業務に常時従事する者	
	(7) 衛生検査に関する業務に常時従事する者	15,000
	(8) 医療社会事業の業務に専従する者	10,000
	(9) 臨床工学技師	10,400
	(10) 看護師及び准看護師（看護局長及び副看護局長の職にあるもの並びに病棟に勤務する者を除く）	6,250
	(11) 病棟作業（外来、手術室及び中央材料室におけるものに限る。）に関する業務に常時従事する者	4,700

備考 この表中、看護師、准看護師及び保育士には、これらの職員の職務の見習業務に従事する者を含むものとする。

